



当社の職務発明規定では、発明者が複数いる場合でも特に寄与率を決めず、報奨金を発明者全員で等分することになっています。しかし、貢献度合いに応じた報奨金がもらえないのは不合理であるといった不満もあり、寄与率に応じた報奨金を支給するよう職務発明規定を改定したいと考えています。規定を改定するに際して、注意すべき点を教えてください。

(大阪府 T. K)



1. 寄与率の取り決めについて

職務発明が複数の発明者によってなされた場合について、特許庁のガイドライン（特許法35条6項の規定に基づき定められた指針。以下、ガイドライン）には、特にその寄与率に応じて報奨金を支払わなければならないとは明記されていません。

しかし、実際には発明に至る過程で各発明者の貢献度合いは大きく異なる場合もあり、寄与率に応じて報奨金を決めることは、より実態に沿った合理的なものと思われます。なお、各案件における具体的な寄与率については、共同発明者全員の合意が必要です。将来、発明者間で不要な争いが生じないように、発明届出書や発明譲渡書といった出願段階の社内文書に発明者ごとの寄与率を明記し、共同発明者全員が承認したことを書面に残しておくといでしょう。

2. 職務発明規定の改定について

ガイドラインによると、職務発明規定の改定は、改定部分について新たな基準を策定するのと同様であり、基準の改定に際して従業者等の意見が踏ま

えられるよう、使用者等と従業者等の協議が必要です。

したがって、職務発明規定の改定に際しては、その策定の際に必要な「協議」「開示」「意見の聴取」という所定の手続きが必要となります。この手続きについては、特許庁ホームページに詳しく記載されていますので、ご確認ください。

3. 改定前になされた職務発明への適用について

寄与率に応じた報奨金を支払うように職務発明規定を改定した場合、改定前になされた職務発明に対しては改定前後のいずれの規定を適用すべきかという疑問が生じると思います。例えば、改定前に出願された職務発明が改定後に登録となり登録時の報奨金を支払う場面や、改定後に会社はその職務発明を実施することになり発明者への実施時の報奨金を支払う場面において、その報奨金は改定前の基準に基づき等分すればよいのか、あるいは改定後の基準に基づき寄与率を考慮すべきか、という問題です。

これに関しガイドラインには、職務発明に係る権利が使用者等に帰属した

時点で相当の利益の請求権が当該職務発明をした従業者等に発生するため、その時点以後に改定された基準は、改定前に使用者等に帰属した職務発明について、原則として適用されない、と記載されています。

したがって、改定前になされた職務発明についての報奨金は、改定前の基準に基づき等分すればよいこととなります。

例外として、使用者等と従業者等との間で合意がある場合には改定後の基準を適用できる旨も記載されていますが、改定後の基準適用が従業者にとって不利益とならないことが必要です。寄与率を適用すると報奨金が少なくなる発明者があることを考えると、やはり改定前の基準で等分して支給する必要があるでしょう。

4. 報奨金について

なお、上記説明では報奨金と記載しましたが、平成27年改正特許法により、従業者等が受けることのできる対価は「相当の金銭その他の経済上の利益」となっていますので、前述の所定の手続きを経ることにより、金銭以外で付与することも可能です。